

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱 改正案（新）	こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱 （旧）
<p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語及び面積の算定方法の定義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条及び第2条に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 「内装材」とは、平方メートルで使用面積を確認することができる居室の床面、壁面（建具の面材を除く。）及び天井面に使用する内装化粧仕上材をいう。</p> <p>（5） 略</p> <p>（6） 「リフォーム」とは、既存住宅の修繕又は模様替えを行うことをいい、増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内である1棟での増築を含むものとする。</p> <p><u>（7） 「内装木質化」とは、内装材に県内産乾燥木材を使用することをいう。</u></p> <p>（8） 「分譲住宅」とは、分譲を目的に新築される住宅をいう。</p> <p>（9） 「住宅の取得」とは、住宅の引渡しを書面により受けることをいい、分譲住宅の取得についても同様とする。</p> <p>（10） 「県内産JAS製品」とは、製材の日本農林規格（平成19年8月農林水産省告示第1083号）に規定する目視及び機械等級区分構造用製材の規格又は集成材の日本農林規格（平成19年9月農林水産省告示第1152号）に規定する構造用集成材の規格を満たしていることが確認された県内産乾燥木材とする。</p> <p>（補助目的及び補助対象経費）</p> <p>第3条 県は、県内産乾燥木材を使用した木造住宅（以下「県内産木造住宅」という。）の建築、<u>内装木質化</u>及びリフォームの促進による県内産木材の需要拡大を図り、併せて、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条に基づく認定を受けた新築木造住宅（以下「長期優良認定木造住宅」という。）の建築、新築住宅について特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第1号又は第2号の保険に加入する住宅（以下「瑕疵担保責任保険加入住宅」という。）の普及による良質な住宅のストックの形成及び子育て世帯の木造住宅への居住促進を通じた将来の木造住宅の所有者となりうる児童（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第1項による児童）への木育の推進を目的として、新築による県内産木造住宅を取得するための経費、<u>内装木質化に要する経費</u>及びリフォームの経費のうち、県内産乾燥木材の購入に要する経費等に対し予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>（補助の対象者）</p> <p>第4条 補助金の交付を受けることができる者は、県税の滞納がない者であって、自らの居住を目的として県内に建築される住宅（賃貸を目的とするものを除く。）を取得する者（個人に限る。）又は</p>	<p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語及び面積の算定方法の定義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条及び第2条に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 「内装材」とは、平方メートルで使用面積を確認することができる床面、壁面（建具の面材を除く。）及び天井面（それぞれ押入及び収納部分を除く。）に使用する内装化粧仕上材をいう。</p> <p>（5） 略</p> <p>（6） 「リフォーム」とは、既存木造住宅の修繕又は模様替えを行うことをいい、増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内である1棟での増築を含むものとする。</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>（7） 「分譲住宅」とは、分譲を目的に新築される住宅をいう。</p> <p>（8） 「住宅の取得」とは、住宅の引渡しを書面により受けることをいい、分譲住宅の取得についても同様とする。</p> <p>（9） 「県内産JAS製品」とは、製材の日本農林規格（平成19年8月農林水産省告示第1083号）に規定する目視及び機械等級区分構造用製材の規格又は集成材の日本農林規格（平成19年9月農林水産省告示第1152号）に規定する構造用集成材の規格を満たしていることが確認された県内産乾燥木材とする。</p> <p>（補助目的及び補助対象経費）</p> <p>第3条 県は、県内産乾燥木材を使用した木造住宅（以下「県内産木造住宅」という。）の建築及びリフォームの促進による県内産木材の需要拡大を図り、併せて、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条に基づく認定を受けた新築木造住宅（以下「長期優良認定木造住宅」という。）の建築、新築住宅について特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第1号又は第2号の保険に加入する住宅（以下「瑕疵担保責任保険加入住宅」という。）の普及による良質な住宅のストックの形成及び子育て世帯の木造住宅への居住促進を通じた将来の木造住宅の所有者となりうる児童（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第1項による児童）への木育の推進を目的として、新築による県内産木造住宅を取得するための経費及びリフォームの経費のうち、県内産乾燥木材の購入に要する経費等に対し予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>（補助の対象者）</p> <p>第4条 補助金の交付を受けることができる者は、県税の滞納がない者であって、自らの居住を目的として県内に建築される木造住宅（賃貸を目的とするものを除く。）を取得する者（個人に限る。）</p>

こちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱 改正案（新）	こちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱 （旧）
<p>県内に自ら所有し、かつ居住する住宅（賃貸を目的とするものを除く。）のリフォームを行う者（個人に限る。）とする。</p> <p>（補助対象となる住宅及び県内産乾燥木材）</p> <p>第5条 補助対象となる住宅は、次の各号のいずれの事項にも該当する住宅とする。</p> <p>(1) 高知県内に建築する住宅又は高知県内に存在する既存住宅</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 新築又は増築（増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるもの）にあっては県内産乾燥木材を新築又は増築工事に係る部分の基本部位に材積の80パーセント以上を使用し、リフォームにあってはリフォーム工事に係る部分に県内産乾燥木材を使用する<u>戸建ての木造住宅（以下「補助対象木造住宅」という。）とし、内装木質化にあっては住宅であることとする。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 補助金の交付を受けようとする住宅の取得の日前又はリフォームの工事の完了の日前に、<u>別記第2号様式によるこちの木の住まいづくり助成事業実施申込書受理通知書（以下「申込書受理通知書」という。）</u>の交付を受けていること。</p> <p><u>2 補助対象となる県内産乾燥木材は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>補助対象木造住宅の基本部位及びその他の部位</u></p> <p>(2) <u>内装木質化</u></p> <p>(3) <u>併用住宅の場合、住宅部分に限る。ただし、構造的に住宅部分を担う基本部位及びその他の部位は、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>混構造の場合の基本部位及びその他の部位は、木造部分に限る。</u></p> <p>(5) <u>共同住宅の場合の内装木質化は、住宅部分（共用部分は除く）に限る。</u></p> <p>（補助額）</p> <p>第6条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 基本部位及びその他の部位の<u>県内産JAS製品については、使用量（立方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に20,000円</u>を乗じて得た額とすること。</p> <p>(2) <u>基本部位及びその他の部位の県内産JAS製品以外については、県内産乾燥木材の使用量（立方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に12,000円</u>を乗じて得た額とすること。</p> <p>(3) <u>内装木質化</u>については、使用面積（平方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に2,000円を乗じて得た額とすること。</p> <p>(4) 長期優良認定木造住宅にあっては、認定を取得するための設計等に要する経費を対象として、1棟当たり10万円の加算をすることができるものとする。</p> <p>(5) 補助の対象となる住宅に居住する世帯に児童（児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条の認定を受けている者が扶養する児童で、同法第4条の支給要件に該当する児童）が<u>2人以上</u>の</p>	<p>又は県内に自ら所有し、かつ居住する<u>木造住宅</u>（賃貸を目的とするものを除く。）のリフォームを行う者（個人に限る。）とする。</p> <p>（補助対象となる住宅）</p> <p>第5条 補助対象となる住宅は、次の各号のいずれの事項にも該当する住宅とする。</p> <p>(1) 高知県内に建築する<u>木造住宅</u>又は高知県内に存在する既存<u>木造住宅</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 新築又は増築（増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるもの）にあっては県内産乾燥木材を新築又は増築工事に係る部分の基本部位に材積の80パーセント以上を使用し、リフォームにあってはリフォーム工事に係る部分に<u>使用する木材に県内産乾燥木材を使用すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 補助金の交付を受けようとする住宅の取得の日前又はリフォームの工事の完了の日前に、<u>第7条第2項の規定による申込書受理通知書の交付を受けていること。</u></p> <p>[新設]</p> <p>（補助額）</p> <p>第6条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 基本部位及びその他の部位については、<u>県内産乾燥木材の使用量（立方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に13,500円</u>を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）とすること。</p> <p>(2) 前号のうち県内産JAS製品については、<u>県内乾燥木材の使用量（立方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に2,000円</u>を乗じて得た額を加算をすることができるものとする。</p> <p>(3) <u>内装材</u>については、<u>県内産乾燥木材の使用面積（平方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に2,000円</u>を乗じて得た額とすること。</p> <p>(4) 長期優良認定木造住宅にあっては、認定を取得するための設計等に要する経費を対象として、1棟当たり20万円の加算をすることができるものとする。</p> <p>(5) 補助の対象となる住宅に居住する世帯に児童（児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条の認定を受けている者が扶養する児童で、同法第4条の支給要件に該当する児童）が<u>3人以上</u>の</p>

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱 改正案（新）	こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱 （旧）
<p>場合は、第3号で算出された金額の加算をすることができるものとする。</p> <p>(6) 第1号から第5号までに規定する補助金の額の合計は、<u>80</u>万円を上限とすること。</p> <p><u>〔削除〕</u></p> <p>（補助金の交付の申込み）</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする建築主（以下「申込者」という。）は、別記第1号様式によるこうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書（以下「申込書」という。）に、別表第1に掲げる書類及び図書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、分譲住宅にあつては、住宅を建築し、又は販売する者が申込みをすることができるものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により申込書を受理したときは、当該内容を審査し、その結果を申込書受理通知書により当該申込者に通知するものとする。<u>ただし、あらかじめ第9条による補助金の交付の申請が困難なものは、補助金の交付の申請は、翌年度に当事業が予算措置された場合に限るとの条件を付して、受理するものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>第8条 略</p> <p>（補助金の交付の申請）</p> <p>第9条 申込者及び取得者は、補助金の交付を受けようとする場合は、別記第4号様式によるこうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に、別表第1に掲げる書類及び図書を添えて、住宅を取得した日若しくはリフォーム工事の完了の日から<u>1ヶ月以内</u>又は当該年度の3月15日（当日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）のいずれか早い日までに知事へ提出しなければならない。この場合において、期日までに申請書が提出されない場合は、第7条第1項の規定による申込書が取り下げられたものとみなし、再度の申込みは受付けない。</p> <p>2 <u>第7条第2項ただし書により受理した場合、及び</u>前条第2号の変更を行った場合は、前項中「当該年度」とあるのは、「申込み翌年度」と読み替えるものとする。</p> <p>第10条～第17条 略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p>場合は、第3号で算出された金額の加算をすることができるものとする。</p> <p>(6) 第1号から第4号までに規定する補助金の額の合計は、<u>100</u>万円を上限とすること。</p> <p>(7) <u>併用住宅の場合は第1号から第3号までに規定する補助金の補助対象部位及び内装材は、住宅部分に限る。ただし、住宅部分以外のうち、構造的に住宅部分を担う基本部位及びその他の部位については、この限りでない。</u></p> <p>(8) <u>混構造の場合は、第1号から第3号までに規定する補助金の補助対象部位及び内装材は木造部分に限る。</u></p> <p>（補助金の交付の申込み）</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする建築主（以下「申込者」という。）は、別記第1号様式によるこうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書（以下「申込書」という。）に、別表第1に掲げる書類及び図書を添えて<u>事業実施年度の2月末日まで</u>に知事に提出しなければならない。ただし、分譲住宅にあつては、住宅を建築し、又は販売する者が申込みをすることができるものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により申込書を受理したときは、当該内容を審査し、その結果を別記第2号様式によるこうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書受理通知書（以下「申込書受理通知書」という。）を当該申込者に通知するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>第8条 略</p> <p>（補助金の交付の申請）</p> <p>第9条 申込者及び取得者は、補助金の交付を受けようとする場合は、別記第4号様式によるこうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に、別表第1に掲げる書類及び図書を添えて、住宅を取得した日若しくはリフォーム工事の完了の日から<u>起算して29日を経過した日</u>又は当該年度の3月15日（当日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。この場合において、期日までに申請書が提出されない場合は、第7条第1項の規定による申込書が取り下げられたものとみなし、再度の申込みは受付けない。</p> <p>2 前条第1項第2号の変更を行った場合は、前項中「当該年度」とあるのは、「申込み翌年度」と読み替えるものとする。</p> <p>第10条～第17条 略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p>

ここの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱 改正案（新）	ここの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱 （旧）
<p>2 この要綱は、<u>令和3年</u>5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則 略 附則 略 附則 略 附則 略 附則 略 附則 略 附則 略 附則 略 附則 略 附則 略 附則 略</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和2年3月24日から施行する。</u></p>	<p>2 この要綱は、<u>平成32年</u>5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則 略 附則 略 附則 略 附則 略 附則 略 附則 略 附則 略 附則 略 附則 略 附則 略 附則 略</p>
別表第1（第7条、第9条関係）	別表第1（第7条、第9条関係）
<p>第7条に規定する書類及び図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 代理者による手続の場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類の原本（以下「委任状」という。）及び建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を<u>確認</u>することができる証明書（当該事業申込みの日から3月以内の日付けのものに限る。）（以下「事務所登録証明」という。）の写し、<u>同法第23条の3第1項の規定による建築士事務所登録申請書副本（第五号書式）（以下「事務所登録申請書副本」という。）<u>により登録が確認できる場合は事務所登録申請書副本</u></u>の写し又は行政書士法（昭和26年法律第4号）第6条の2第4項の規定により交付された行政書士証票（以下「行政書士証票」という。）の写し</p> <p>2～3 略</p>	<p>第7条に規定する書類及び図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 代理者による手続の場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類の原本（以下「委任状」という。）及び建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録が確認することができる証明書（当該事業申込みの日から3月以内の日付けのものに限る。）（以下「事務所登録証明」という。）の写し（<u>高知県内の建築士事務所にあつては、同法第23条の3第1項の規定による建築士事務所登録申請書副本（第五号書式）（以下「事務所登録申請書副本」という。）の写し<u>で可とする。</u></u>）又は行政書士法（昭和26年法律第4号）第6条の2第4項の規定により交付された行政書士証票（以下「行政書士証票」という。）の写し</p> <p>2～3 略</p>
<p>第9条に規定する書類及び図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 代理者による手続の場合は、委任状及び事務所登録証明の写し、<u>事務所登録申請書副本の写し</u>又は行政書士証票の写し。ただし、申込時に申請手続の委任を受けている場合若しくは同一代理事務所の場合は、添付不要とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 木材の売買等に携わった合法木材供給事業者名簿及び最終納材事業者の合法木材供給事業者認定書等の写し。<u>ただし、一般社団法人全国木材組合連合会が運営する合法木材ナビにより認定状況が確認できる場合は、添付不要とする。</u></p> <p>4 第6条第1号に定める<u>県内産JAS製品の補助</u>を受けようとする場合にあつては、製材工場からの納品書（県内産JAS製品であることがわかるもの）及び納品された木材が県内産JAS製品と確認出来る写真</p> <p>5～13 略</p> <p>14 第6条第5号に定める加算を受ける場合にあつては、児童手当の支給対象となる児童の数が<u>2</u>人以上いるこ</p>	<p>第9条に規定する書類及び図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 代理者による手続の場合は、委任状及び事務所登録証明の写し（<u>高知県内の建築士事務所にあつては、事務所登録申請書副本の写し<u>で可とする。</u></u>）又は行政書士証票の写し。ただし、申込時に申請手続の委任を受けている場合若しくは同一代理事務所の場合は、添付不要とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 木材の売買等に携わった合法木材供給事業者名簿及び最終納材事業者の合法木材供給事業者認定書等の写し</p> <p>4 第6条第2号に定める<u>加算</u>を受けようとする場合にあつては、製材工場からの納品書（県内産JAS製品であることがわかるもの）及び納品された木材が県内産JAS製品と確認出来る写真</p> <p>5～13 略</p> <p>14 第6条第5号に定める加算を受ける場合にあつては、児童手当の支給対象となる児童の数が<u>3</u>人以上いるこ</p>

こちの木に住まいづくり助成事業費補助金交付要綱 改正案（新）

とを確認することができる書類

15～17 略

別表第2 略

こちの木に住まいづくり助成事業費補助金交付要綱 （旧）

とを確認することができる書類

15～17 略

別表第2 略